

42. 108. 02

商標法第4条第1項第8号における「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の審査に関する具体的な取扱い

第4条第1項第8号のうち、「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の判断における具体的な取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 「商標の使用をする商品又は役務の分野」について

出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益との調整のため、同号における「他人の氏名」に一定の知名度の要件を設けるにあたっては、その判断基準となる需要者の範囲を指定商品又は指定役務の需要者に厳密に限定せず、指定商品又は指定役務を中心として、ある程度幅をもった需要者を対象とすべきと考えられる。そして、当該需要者において他人が想起・連想される場合、人格権保護の見地から、当該他人の承諾なしに商標登録することができない対象とすべきである。

したがって、「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務のほか、他人が製造・販売する商品や提供する役務等に限られない、当該他人の活動をも勘案する。

なお、その際には、当該商標の指定商品又は指定役務と当該他人と関連性を有する商品又は役務等の業種、性質、需要者の範囲等、両者の関係性を合わせて考慮することとする。

2. 「需要者の間に広く認識されている氏名」について

「需要者の間に広く認識されている氏名」とは、1. の「分野」において「需要者の間に広く認識されている氏名」であり、その判断にあたっては、人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的・事業的範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、当該他人を想起・連想し得るかどうかに留意する。

ここで、同号における周知性の判断に際しては、その他人の氏名が認識されている範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、相当程度の需要者が当該他人を想起・連想し得るかどうかに留意するものとし、全国的に知られている者や分野におけるすべての需要者層に知られている者でなくとも、同号が適用され得るものとする。

3. 「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」に該当すると考えられる例

(例1)

ファッションデザイナー商標太郎氏について、同氏がデザイナーを務めるアパレルブランド「商標太郎」は全国の主要都市に路面店を有し、複数の百貨店においてもテナント出店して「被服」を販売していることが認められるほか、同氏の新作は、海外でのファッションブランドの新作発表会でも発表されたことがある。ここで、同氏とは全く関係がなく、同氏の承諾を得ていない者が、以下の商標を出願した。

商標「商標太郎」 指定商品「履物、かばん類」

この場合、商標太郎氏は、「被服」の商品との関係において相当程度需要者に知られていると認められる。また、当該商品が、上記指定商品と密接な関係を有する場合、同氏が商品「履物、かばん類」の製造・販売等を行っていないとしても、その商品に氏名が使用された場合に、指定商品の分野における相当程度の需要者が同氏を想起・連想し得るため、上記出願商標は、同号に該当する。

(例2)

中華料理人商標次郎氏について、同氏が経営する中華レストラン「商標次郎」が一地方において複数店舗存在しており、「中華料理の提供」の役務を提供していることが認められ、全国紙で複数回取り上げられたりローカルテレビで特集が組まれたりしている。ここで、同氏とは全く関係がなく、同氏の承諾を得ていない者が、以下の商標を出願した。

商標「商標次郎」 指定商品「チャーハンのもと」

この場合、一地方において、商標次郎氏は、「中華料理の提供」の役務との関係において相当程度需要者に知られていると認められる。また、当該役務が上記指定商品と密接な関係を有する場合、同氏が商品「チャーハンのもと」の製造・販売等を行っていないとしても、その商品に氏名が使用された場合に、指定商品の分野における相当程度の需要者が同氏を想起・連想し得るため、上記出願商標は、同号に該当する。